

1. 令和5年度運営指導の状況

資料 1 - 1

◆指導監査の方法

【集団指導】 ※原則1年に1回実施

- ・介護保険法の制度や基準の周知、解説による理解の促進
- ・介護報酬請求に係る適正な請求事務の指導
- ・指定、更新事務等の説明

【運営指導】 ※1事業所につき3年～5年に1回実施（目安）

- ・運営上の指導、相談（運営基準、非常災害対策、感染症対策等）
- ・適正な介護報酬請求のための指導
- ・業務管理体制の整備について（該当事業所）

★確認書類★

- ・パンフレット、契約書、運営規程、重要事項説明書、サービス提供状況がわかる書類（プラン・経過記録）、研修報告、報酬請求・加算請求の要件が満たされているかを確認できる書類等
- ・業務管理体制の整備について（該当事業所）

【監 査】

- ・運営基準違反や介護報酬の不正請求、利用者等への虐待行為等が認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合に実施

1. 令和5年度運営指導の状況

◆介護保険法第23条・益田市総合事業実施規則（市） R5.8～12月実施分

サービス種類	実施箇所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	3
（介護予防）認知症対応型通所介護	1
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
看護小規模多機能型居宅介護	0
居宅介護支援	3
介護予防支援	1
第1号訪問事業（訪問介護（基準緩和）型サービス）	0
第1号通所事業（通所介護（基準緩和）型サービス）	0
計	16

1. 令和5年度運営指導の状況

◆今後の予定（令和6年度）

【集団指導】

- ・令和7年3月末に実施

【運営指導】

- ・令和6年5月頃から該当事業所へ事前連絡、日程調整
 - ※改善を要する事業所については、毎年運営指導に入ることもあります。
 - ※新規事業所については、指定した翌年度に実施します。

2. 令和5年度運営指導に係る指摘事項

資料 1－2 をご覧ください

3. 好事例

【介護予防支援】

➤ ケアマネジメント事務の好事例

- 計画作成日やサービス担当者会議の開催日、モニタリング日が紙1枚でまとめられて一目で把握できるようになっていた。